

北秋田市水道事業窓口業務委託
(応募型プロポーザル方式)

実施説明書

令和6年9月

北秋田市建設部上下水道課

北秋田市水道事業窓口業務委託応募型プロポーザル方式実施説明書

1. プロポーザルによる受託事業者選定の目的

今日の水道事業を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進行に伴う人口減少及び節水思考による水需要の減少のため収益は年々減少傾向となっております。一方、施設の老朽化やこれまで以上の耐震対策が求められるなど、安全かつ安定的な水の供給をするために今後も多額の費用を必要とします。

このようなことから、時代のニーズに的確かつ柔軟に対応可能な事業運営が求められており、水道事業における業務の効率化及びサービスの向上を図るための経営計画を推進するため、業務の一部を民間へ委託するものです。

そのため、プロポーザルに参加する事業者について、業務に対する理解度、業務提案書の的確性、地域貢献度を考慮し最も優れた提案を行った事業者を受託候補者として選定するものです。

2. 業務委託の名称

北秋田市水道事業窓口業務委託（以下「業務委託」という。）

3. 業務委託の内容

委託業務の内容は、次のとおりとします。

- (1) 窓口業務
- (2) 検針業務
- (3) 開閉栓業務
- (4) 検満メーター情報管理業務
- (5) 調定、更正業務
- (6) 収納業務
- (7) 滞納整理、水道給水停止業務
- (8) 電子計算機処理業務
- (9) 給水装置の管理補助業務
- (10) 下水道受益者負担金等調定収納補助業務
- (11) 事務引継ぎ業務（業務委託期間の満了時又は契約解除の場合）
- (12) その他付随業務

4. 提案見積上限額

360,272,000円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。また、この見積上限額を超えた業務提案は失格とします。

5. 業務委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

6. 業務の引継及び準備期間

契約の締結日から令和7年3月31日までを業務の引継期間とし、これにかかる経費は受託者の負担とします。

7. プロポーザルのスケジュール

(1) プロポーザル方式による選定は、以下のスケジュールに従って行います。ただし、業務の都合によりスケジュールを変更する場合は、別に通知します。

項番	内 容	日 付
1	プロポーザル実施要領等の公開	令和6年 9月 4日 (水)
2	参加申込書の受付期間	令和6年10月 2日 (水) ～10月 9日 (水)
3	参加資格確認通知書の送付期限	令和6年10月11日 (金)
4	質問書の受付期間	令和6年10月15日 (火) ～10月18日 (金)
5	質問書に対する回答期限	令和6年10月25日 (金)
6	業務提案書の受付期間	令和6年10月28日 (月) ～11月 1日 (金)
7	一次選考（書類選考）結果の通知	令和6年11月11日 (月)
8	二次選考（プレゼンテーション）	令和6年11月下旬
9	審査結果通知	令和6年12月上旬
10	契約締結	令和6年12月中旬

(2) 各手続き（参加申込、業務提案書提出等）の受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとします。また、郵送による提出の場合は必着とします。

8. 参加資格要件

プロポーザルへ参加を申込み事業者が必要とされる資格要件は次のとおりです。

- (1) 単独事業者であること。ただし、一部の再委託は市長が承認した場合に限り認めることとする。
- (2) 類似業務で5年以上の受託実績があること。
- (3) 令和5・6年度における北秋田市の入札参加資格者（物品及び役務の提供等）であること。
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステムISMS（ISO27001）又はプラ

イバシーマーク（JISQ15001）など、第三者機関の審査による認証を本業務の公告日において取得していること。

- （５）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をしていない者であること。
- （７）税に滞納がないこと。
- （８）この公告日において、北秋田市から指名停止の措置を受けていない者。
- （９）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。
- （10）暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

9. 参加申込書の提出

応募型プロポーザル方式参加申込書（様式第 1 号）に次の書類を添付し、持参又は郵送での提出とします。

（１）登記簿謄本登記事項証明書

（２）納税証明書

北秋田市内に本社及び支店、営業所を有する事業者

北秋田市税：滞納がない証明

秋田県税：秋田県税に係る徴収について未納がない証明書

国 税：「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書（その 3 の 3）

北秋田市内に本社及び支店、営業所を有しない事業者

国 税：「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書（その 3 の 3）

（３）水道料金等徴収業務の実績調書

受託実績の中には 8. 参加資格要件（２）を満たす実績が含まれていること。受託業務の全部又は一部かは問いませんが、受託している業務の具体的な内容を記載してください。

（４）情報セキュリティに関する第三者認証の認証登録証の写し、又はそれに類する書類

（５）会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業所拠点など）がわかるもの

(会社案内等のパンフレットでも可)

(6) 暴力団排除に関する誓約書(様式第2号)

※(3)(5)は任意様式とする。

10. 参加資格審査結果の通知

(1) 参加資格審査結果は、令和6年10月11日(金)までに応募型プロポーザル方式参加資格確認通知書(様式第6号)により通知する。

(2) 参加資格を満たした事業者には、次の本事業に係る仕様書図書を送付する。

ア) 委託仕様書

イ) 業務水準書

ウ) 上下水道事業の概要

エ) 別表1経費の負担区分

オ) 別表2貸与備品

11. 辞退届の提出

参加事業者はいつでもプロポーザルの参加を辞退することができます。提出方法は、参加辞退届(様式第5号)を持参又は郵送してください。

12. 業務提案書の提出

参加事業者は、実施説明書で示す項目についての業務提案書を作成し、所定の用紙(様式第3号)を付けて提出期間内に提出してください。

(1) 業務提案書は、日本工業規格A4版サイズとし、A3版サイズを使用する場合は、折り綴りとしてください。

(2) 業務提案書には業務提案書(様式第3号)(以下「所定の表紙」という。)の他、目次ページを付加し、各ページにページ番号を付けてください。

(3) 所定の表紙の裏面には目次や提案内容などは記載しないでください。

(4) 提出は、持参又は郵送とし、電子記録媒体及び電子メールでの提出は認めません。

(5) 提出部数は、正本1部、副本5部として提出してください。

(6) 業務提案書には提案見積額などの金額は記載しないでください。

(7) 提出された業務提案書は返却しません。

(8) 提出場所は、北秋田市建設部上下水道課とします。

13. 業務提案書の記載内容

業務提案書には、以下の項目について記載又は資料を添付してください。

(1) 会社概要及び財務状況

(ア) 会社名、本社及び支店等の所在地

- (イ) 業務内容、従業員数
- (ウ) 主要取引銀行
- (エ) 賞罰、訴訟の有無及び履歴（過去５年間）
- (オ) 財務諸表（直近２年度分の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）

（２）受託実績

(ア) 類似業務の受託実績

当該委託業務の類似業務の受託実績を記載してください。受託実績の中には
 ８．参加資格要件（２）を満たす実績が含まれていること。受託業務の全部又は一部は問いませんが、受託している業務の具体的な内容を記載してください。

（３）業務実施体制

- (ア) 営業所内配置、人員構成等について
- (イ) 業務責任者、開閉栓業務、調定業務担当者の適正について
- (ウ) サービス向上策について
- (エ) 従業員の適正について
- (オ) 現金の管理体制について
- (カ) 従業員研修（マニュアル、研修内容、従業員の不法行為対策、第三者賠償発生時対応など）
- (キ) 法的対応体制（不当要求や債権回収等の法的助言）について
- (ク) 防災・災害及び緊急時等の危機管理に対する考え方について
- (ケ) 地域貢献（地元経済・地元雇用）について
- (コ) 個人情報保護について
- (サ) その他

（４）業務実施計画

- (ア) 窓口業務に対する考え方
- (イ) 検針業務に対する考え方
- (ウ) 開閉栓業務に対する考え方
- (エ) 検満メーター情報管理業務に対する考え方
- (オ) 調定、更正業務に対する考え方
- (カ) 収納業務に対する考え方
- (キ) 滞納整理、水道給水停止業務に対する考え方
- (ク) 電子計算機処理業務に対する考え方
- (ケ) 給水装置の管理補助業務に対する考え方

- (コ) 下水道受益者負担金等調定収納補助業務に対する考え方
- (サ) 事務引継ぎ業務に対する考え方
- (シ) その他付随業務に対する考え方

1 4. 提案見積書及び積算内訳書

- (1) 提案見積書は、別紙「北秋田市水道事業窓口業務委託の概要」に記載の業務量を基に、本件業務委託に要する費用を消費税及び地方消費税を除いた見積金額の総額の委託料を記載してください。
また、「別紙1（積算内訳書）」を参照し、積算内訳書を添付してください。
積算内訳書には、科目別費用の金額及びその内訳として費用構成を記載してください。記入しきれない場合は、任意様式で別紙として添付してください。
- (2) 提案見積書及び積算内訳書は業務提案書とは別にして、封入封印の上、宛先を「北秋田市長 津谷永光」として提出してください。

1 5. 質問書の受付

- (1) 業務提案書の作成に係る質問書の提出方法は、電子メールでの受付とします。質問者は質問書受付期限内に質問書（様式第4号）を電子メールで送信した後、下記担当者まで電話で連絡し必ず受信の確認を行ってください。
電子メールアドレス：keiei@city.kitaakita.akita.jp
担 当：上下水道課 日下部（ひかべ）まで
電 話 番 号：0186-72-5239

1 6. 質問書への回答

- (1) 参加事業者から質問があった場合は、質問の内容及び回答をすべての参加事業者に対し、業者名を伏せて回答期限内まで電子メールで回答します。

1 7. 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 業務提案書に基づく第1次評価において参加資格を有すると認められた者による、プレゼンテーションで第2次評価を行い、提案業務の妥当性を評価します。
- (2) 参加要請は、プレゼンテーション参加要請書（様式第7号）により参加事業者に通知します。
- (3) 参加できる人数は1参加事業者あたり3人までとします。プレゼンテーション要請の通知を受けた後、参加事業者は出席予定者の氏名を担当までFAX又は電子メールで報告してください。報告様式は任意とします。
- (4) 所要時間は1参加事業者あたり50分とし、時間配分は、プレゼンテーションが40分、質疑応答を10分とします。

- (5) 要請をしない参加事業者にはプレゼンテーション非選定通知書（様式第8号）により通知します。なお、審査の内容、非選定理由等の説明要求はできません。
- (6) 提出された業務提案書に基づいて行い、新たな提案や資料の提供はできません。

18. プロポーザルの評価基準

- (1) 参加事業者の評価は、第1次評価において二次審査への参加資格の可否を決定の後、第2次評価の評価点数を採用します。
- (2) 審査項目及び評価点の配点は別に定める審査基準に基づき行います。
- (3) 審査基準は公開しません。

19. 受託候補者の選考

- (1) 受託候補者の選考は、業務提案書、プレゼンテーションの内容等及び提案見積額について総合的に判断して選定します。ただし、業務提案書の内容等によって業務委託の目的を達成することができないと判断された場合は、受託候補者を選定しない場合があります。

20. 選定結果の通知

- (1) 市長による受託候補者決定後、各参加事業者に対しプロポーザルの結果を書面で通知します。
- (2) 受託候補者への通知は受託候補者決定通知書（様式第9号）により通知し、選定されなかった参加申込事業者には非選定結果通知書（様式第10号）により通知します。
- (3) 受託候補者に選定されなかった参加事業者は、非選定の理由説明を要求することができます。ただし、他の参加事業者に係る説明要求はできません。
- (4) 非選定の理由説明要求書の提出方法は、FAXとし、様式は任意とします。
- (5) 市長は非選定の理由説明の要求を受けた場合は、その非選定事業者の評価点及び順位に限り書面で交付します。
- (6) 非選定の理由説明書の交付方法は、FAXとします。

21. 参加資格等の取り消し

参加事業者は、次の各項に該当した場合は、参加資格又は受託候補者と決定した事業者に対し、プロポーザルへの参加資格の決定又は受託候補者の決定を取り消す場合があります。

- (1) 業務提案書の作成に関して不正行為が認められる場合
- (2) 業務提案書の内容に瑕疵や偽装があった場合
- (3) 委託業務契約前に北秋田市から指名停止となった場合

- (4) 定められた期日までに、関係書類等を提出しなかった場合
- (5) 提出された業務提案書に金額の記載があった場合
- (6) プロポーザル関係者と不正な接触等を行った場合

2.2. 次順位者との交渉

受託候補者が業務委託契約を履行することができない事由が生じた場合、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加申込事業者のうち、順位が上位だった者から当該業務委託について交渉を行うことができることとします。

2.3. その他

プロポーザル方式の参加に伴う業務提案書等の作成及びプレゼンテーション等に係る全ての経費は、参加事業者の負担とします。

2.4. 問い合わせ先

プロポーザルの手続き等に係る担当及び各書類の提出先

〒018-4392

秋田県北秋田市米内沢字七曲 23

北秋田市建設部 上下水道課 経営係 日下部（ひかべ）まで

電話番号 0186-72-5239 FAX番号 0186-72-3025

電子メールアドレス keiei@city.kitaakita.akita.jp